

東村山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

東村山市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年東村山市条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 固定資産評価審査委員会における審査の手續に係る書類への押印等を見直すことにより、行政手續の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、本案を提案するものである。

東村山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

東村山市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年東村山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第7条第3項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第13条中「昭和28年東村山市条例第6号」を「平成4年東村山市条例第21号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市固定資産評価審査委員会条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(審査の申出)

第4条 (略)

2・3 (略)

4・5 (略)

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(3) (略)

(口頭審理)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名しなければならない。

(1)～(5) (略)

旧 条 例

(審査の申出)

第4条 (略)

2・3 (略)

4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。

5・6 (略)

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) (略)

(口頭審理)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。

(1)～(5) (略)

新 条 例

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名しなければならない。

(1)～(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名しなければならない。

(1)～(4) (略)

(関係者に対する費用の弁償)

第13条 法第433条第7項の規定によって、関係者に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して東村山市職員の旅費に関する条例(平成4年東村山市条例第21号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

旧 条 例

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

(関係者に対する費用の弁償)

第13条 法第433条第7項の規定によって、関係者に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して東村山市職員の旅費に関する条例(昭和28年東村山市条例第6号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。